

令和6年度第1回大阪府子ども家庭審議会 議事概要

日 時：令和6年4月18日（木）17:00～18:00

場 所：ドーンセンター 4階 大会議室 3

出席者：東委員、荒井委員、伊山委員、上野委員、奥野委員、亀岡委員、川畑委員、倉石委員、西條委員、佐古委員、澤谷委員、宿南委員（代理）、白砂委員、滝本委員、竹本委員、田畑委員、田村委員、寺見委員、中村委員、農野委員、橋本委員、浜田委員、廣崎委員、森田委員、山内委員、山中委員（五十音順。オンライン出席を含む。）

概 要：

[会議冒頭、大阪府子ども家庭審議会の設置の説明、委員紹介（自己紹介等）、委員長・副委員長の互選、大阪府子ども家庭審議会運営要綱の決定を実施]

【議題】大阪府子ども計画の骨子案（中間まとめ）について

■資料3について、事務局から説明

〈委員長〉

- ・ただいま事務局の方からご説明をいただきました「大阪府子ども計画の骨子案（中間まとめ）」については、前身の大阪府子ども施策審議会においてご審議いただいたものであります。
- ・今後、この骨子案をもとに、計画策定専門部会でのご審議によりとりまとめられる予定であります計画（素案）について、次回以降の審議会でご審議をいただく予定にしております。
- ・今日は初出しでご覧いただいた方もいらっしゃると思いますし、時間の関係もございますので、あまり時間に余裕がない訳なんですけれども、どうしてもこの場で何かお伝えしておきたいこと等があればお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

- ・おそらく計画策定専門部会には入らないと思うので、この場で発言をさせていただければと思います。
- ・前身の子ども施策審議会から参加させていただいておりましたので、全体の内容については理解しているつもりです。
- ・本日、委員の皆さんのご紹介があったときに、すごく感じたことがあるので、13ページの基本的視点のところをもとに少しだけ発言をさせていただければというふうに思います。
- ・我々市町村としては、保育であったり、義務教育であったりと、そういうものを展開している中なんですけれども、どれだけ福祉的施策を展開していても、いわゆる経済界側のご理解といいますか、やっぱり家に帰れないとか、残業が多いとか、育休が取れないというのがありますと、それを全て福祉行政だけで賄うというのはどうしても限界がございます。やはり産業界（経済界）側も、世の中全体でというようなものを、ここでは社会全体でという書き方をされてるんですが、ご理解をいただいて、制度を日本全体で作っていくというのが非常に重要だと思っています。
- ・視点の中では、経済的にしっかり確立できることが安心した結婚等につながるという観点で、産業人材の育成とか

も色々記載をされていたりします。

・また、現在国会で審議されている支援金について、あれも社会保険料で賄われますので、当たり前ですけど半分事業所の皆さんがお金を出される、要は負担をする側であります。

・そういう意味で言いますと、今回 **27** 名の委員がおられますが、全くそういう要素の方がおられないっていうのと、そういう視点がほぼ記載をされていないというのが、今全員の委員さんのご紹介をいただいたときに、産業界（経済界）側の視点がないなというのも、すごく痛感いたしましたので、あえて発言をさせていただきました。

〈委員長〉

・ありがとうございました。

・いただいたご意見をもとに、事務局の方でご検討いただければと思います。

・その他、いかがでしょうか。

〈委員〉

・今回初めての試みかなと思うんですが、若者の委員の参画があると思います。

・なかなか **2** 人とも慣れない状況で参加されているのかなというようなことを考えると、委員長へのお願いになるんですけど、是非若者の委員の **2** 人が発言しやすいような工夫というようなことも是非知っていただけたらと思います。

・国の委員会でも、ついつい私達大人がまず手を挙げて話すってということになりがちなんですけど、大阪府の初の試みとして是非そのような工夫を取り入れていただけたらなと思います。

〈委員長〉

・ありがとうございました。また、ご指導ください。

・折角の機会ですので、是非色々な場面でご意見いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〈委員長〉

・その他、いかがでしょうか。

〈委員〉

・**17** ページのところ、少し中身の部分なので、これからそれぞれの部会等でも議論していくことだと思いますが、基本方向 **2** の上で「公私を問わない自由な学校選択の機会の保障」ということで、高校等の授業料完全無償化ということで、大阪府が進めているところです。

・今大阪府が言ってるのは、キャップ制度は入れておりますけれど、いわゆる公私問わず無償化というもの。一方で今大阪の公立高校は全て府に移管していつている。

・また、大阪ルールということで **3** 年間定員割れをした場合、事業採算性が見込めないということで、統合の対象になっている。ということで、今、**25** 校廃い、今後 **5** 年間で **9** 校廃いが統廃合検討の対象になる。そういう意味では、逆にそういったところが子どもたちの選択の機会を失わせてしまっている。

・これから深い議論になっていくかと思いますが、自分の地域に高校がないっていうような状況も生まれてくる可能性もあるといったことも念頭に含めながら、議論をしていただければいいかなと思います。

〈委員長〉

- ・ありがとうございました。
- ・そのあたりを意識しながら今後議論していければと思います。
- ・時間の制約がございますので、また是非部会それから審議会も予定されておりますので、その場で貴重なご意見、活発なご意見いただければと思います。

【議題】大阪府子ども計画策定スケジュール（案）について

■ 資料 4 について、事務局から説明

〈委員長〉

- ・スケジュールについては、事務局の方から説明していただいたとおりですが、何かご質問等がございますでしょうか。
- ・できるだけこのスケジュールに則って、審議会、部会、パブリックコメントも途中でございますので、円滑に進みますように、事務局の方もご協力いただきますようお願いいたします。
- ・多少スケジュールが前後する可能性もあり、また日程調整等をさせていただくこととなりますけれども、よろしく願いいたします。

【議題】その他

〈委員長〉

- ・閉会時間がおよそ迫ってきていますが、最後に本日の会議に関して何かご発言いただくことがありましたら、お伺いさせていただきますと思います。いかがでしょうか。

〈委員〉

- ・意見というか質問なんですけども、この大阪府の計画について、各市町村でも計画を作られるのかなと思います。それとの整合性といいますか、関連はどうなるのかということをお教えいただきたいと思います。例えば、大阪府の計画を見て市町村が作っていくのか。あるいは同時並行でやっていて、大阪府のものも含めて市町村の計画の中に入っていくというようなイメージになるのか、そこをもう少し教えていただきたいと思います。

〈委員長〉

- ・事務局の方から説明をお願いいたします。

〈事務局〉

- ・都道府県子ども計画につきましては、本日お配りしております参考資料 3 の中に、子ども基本法を掲載しており、第 10 条第 1 項において、都道府県は子ども大綱を勘案して計画を定めるよう努めるものとされています。第 2 項において、市町村は子ども大綱を勘案して計画を定めるよう努めるものとされており、都道府県で計画が定められているときには、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案することとされています。
- ・市町村は、国の子ども大綱と都道府県の子どもの計画を勘案して計画を立てることに、法律上規定されておりますの

で、府内市町村においては、我々が策定いたします大阪府の計画を勘案して、策定していただくということになります。

〈委員〉

・ありがとうございます。これは政令指定都市も含めてということですか。

〈事務局〉

・そうです。

〈委員長〉

・ありがとうございました。都道府県と市町村の関係性ということでございます。

・私達も意識していきたいと思います。